

REV. 10/10/2022

ソフトウェアおよびクラウドサービス契約

[使用可能な翻訳版を表示](#)

重要 - この契約書をよくお読みください

お客様がこのソフトウェアおよびクラウドサービス契約書を十分にご理解いただけるよう、概要を下記のとおり提供いたします。英文の本契約書において大文字で表記している用語の定義は本文に記載されています。本契約書は以下の各章により構成されています。

- **第1章:** 構成、一般的な用語：特定のソフトウェアに関する法律用語、ならびにロックウェル・オートメーションのすべてのソフトウェア製品およびクラウドサービス製品に共通する一般的なビジネス／法律用語。
- **第2章:** クラウドサービス：ロックウェル・オートメーションのクラウドサービス製品にのみ適用される特定の用語。
- **第3章:** オンプレミスソフトウェア：お客様の施設においてインストールされているロックウェル・オートメーションのソフトウェア製品にのみ適用される特定の用語。

第1章 - 構成

1.1 本契約の構成：本契約は、お客様（個人または単一のエンティティ）とロックウェル・オートメーションの間の法的契約です。本契約は、お客様に本ソフトウェアを使用する権利を付与するものです。

発注フォームは、本契約が適用されるソフトウェアを特定するものです。発注フォームには、お客様とロックウェル・オートメーションが合意した具体的な条件がすべて記載されます。発注フォームはいずれも、本契約の一部であり、本契約に盛り込まれます。発注フォームと本契約の間で矛盾が生じた場合は、発注フォームが優先します。発注フォームが両当事者間の既存の契約を明示的に参照し、それを盛り込んでいる場合で、かかる既存契約と本第1章パートBの一般的なビジネス／法律用語との間に矛盾が生じた場合、かかる既存契約の規定のみが適用されるものとします。

承諾： ロックウェル・オートメーションは、お客様が本契約のすべての契約条件を承諾し、遵守することを条件としてのみ、本ソフトウェアおよび／またはクラウドサービスをお客様に提供します。本ソフトウェアおよび／またはクラウドサービスをダウンロード、インストール、コピー、またはその他の方法で使用することにより、お客様は、本契約の条件に拘束されることを承諾し、それに同意するものとします。お客様が他者、企業、その他の法人の代わりにこれらの条件を承諾する場合、お客様はかかる他者、企業、その他の法人をこれらの条件に拘束する全面的な権限を有していることを表明し、保証するものとします。お客様がこれらの条件に同意しない場合は、本ソフトウェアおよび／またはクラウドサービスのダウンロード、インストール、コピー、アクセス、または使用をお控えください。

第1章 – 一般的な用語

パートA - 特定ソフトウェアの法律用語

1.2 一般的な用語、定義

1.2.1 契約：本ソフトウェアおよびクラウドサービス契約とすべての発注フォーム。

1.2.2 関連会社：当事者により直接または間接的に支配されているか、または当事者と共通の支配下にあるエンティティ。ここで「支配」とは、当該エンティティのその時点における発行済株式総数の50%以上を占める所有権、議決権、またはこれらに類する権益を意味します。

1.2.3 クラウドサービス：発注フォームで特定されたソフトウェア・アズ・ア・サービス (SaaS) 製品であり、お客様がインターネットを介してアクセスできるよう供用されるもの。

1.2.4 無料ソフトウェア：別途追加料金なしで、お客様へのサービスとして提供されるサンプル、ユーティリティ、プラグイン、ユーザインターフェイスコンポーネント、および／またはレポートであり、標準的なソフトウェア製品には通常含まれていないもの。

1.2.5 機密情報：(i) 本ソフトウェア、(ii) 本ソフトウェアに具現化された技術、アイデア、ノウハウ、ドキュメント類、プロセス、アルゴリズム、企業秘密、(iii) 本ソフトウェアに関連するすべてのソフトウェアキー、および (iv) 開示の時点において「機密」「秘密」「専有」またはこれらに類する表示がある、書面または電子媒体によるその他のあらゆる情報。

1.2.6 指定場所：発注フォーム、アクティベーション証明書、または両当事者間のその他の契約においてロックウェル・オートメーションが指定した、お客様が所有・運営するサイト、機器、および／またはアプリケーション。

1.2.7 ドキュメント類：ロックウェル・オートメーションがお客様に一般的に提供または供用する、本ソフトウェアに関するその時点での最新の文書。

1.2.8 機器：物理的な資産、サブコンポーネント、またはそれらの集合。

1.2.9 追加機能：アドオンとして機能するもの。

1.2.10 利用期間：アクティベーション証明書または発注フォームに指定されている期間。

1.2.11 利用種別：ローカルにインストールされた本ソフトウェアの場合は、指名利用、デバイス別利用、サイト別利用、容量制利用、機能別利用、またはサブスクリプションライセンス。クラウドサービスの場合は、サブスクリプションベースのアクセス。利用種別は、単独で設定することも、他の利用種別と組み合わせて設定することも可能です。

1.2.12 オンプレミスソフトウェア：クラウドサービスではなく、本ソフトウェアを使用する個人が所有するか、または施設の敷地内にあるコンピュータもしくはデバイスにインストールされて実行されるソフトウェア。

1.2.13 発注フォーム：購入した本ソフトウェア、利用期間、利用種別、およびお客様とロックウェル・オートメーションが合意したその他の関連条件を定めた注文書（ロックウェル・オートメーションが提供する見積書を含む）。

1.2.14 許可されたユーザ：本契約ならびに該当する発注フォームの条件に従って本ソフトウェアを使用することを目的として、本ソフトウェアにアクセスする、および／または本ソフトウェアを利用するお客様がデバイスによって許可された個人。許可されたユーザは、お客様の従業員、コンサルタント、下請業者、サプライヤ、ビジネスパートナー、および貴社内の業務目的をサポートするためだけに本ソフトウェアを使用するカスタマに限定されます。

1.2.15 プリプロダクションリリース・ソフトウェア：ロックウェル・オートメーションがお客様に提供することがあるベータ版またはその他のプリプロダクションリリース・ソフトウェア。

1.2.16 再販／VAR製品：システムインテグレータ（「SI」）または付加価値再販業者（「VAR」）が本ソフトウェアを統合した製品。

1.2.17 ロックウェル・オートメーション：デラウェア州法人である **Rockwell Automation, Inc.**（1201 South 2nd Street, Milwaukee, Wisconsin 53204に主たる事業所を有する）およびその関連会社（発注フォームに記載された、または発注フォームを実行する関連会社を含む）。

1.2.18 ソフトウェア：ロックウェル・オートメーションのコンピュータソフトウェア、プログラム、テクノロジー、クラウドサービス、無料ソフトウェア、ファームウェア、関連メディア、関連ドキュメント類、およびこれらのあらゆる更新、アップグレード、拡張、またはこれらの一部分（改訂や修正など）。

1.2.19 サポートサービス：本ソフトウェアの更新、アップグレードまたは拡張をはじめとするサポートおよびメンテナンスのサービスであり、当該時点におけるロックウェル・オートメーションのメンテナンスおよびサポートプログラムに示されているもの。

1.2.20 サードパーティソフトウェア：本ソフトウェアと共に、または本ソフトウェアの一部として提供されるサードパーティのソフトウェア。

1.2.21 試用ソフトウェア：限定的な試用を前提として無償で提供されるソフトウェア（クラウドサービスを含む）。

1.2.22 お客様：本ソフトウェアの購入者および／または本ソフトウェアのユーザ。

1.3 使用許諾

1.3.1 使用ライセンスまたは使用の権利：お客様が、本契約のすべての契約条件を遵守し、該当ライセンス料金またはサブスクリプション料金を遅滞なく支払い、あらゆるアクティベーションプロセスを遵守することを条件として、ロックウェル・オートメーションおよびそのサードパーティライセンサは、ドキュメント類および該当する発注フォームに従い、貴社内の業務目的に限って、本ソフトウェアのダウンロード、インストール、および／または使用のための、限定的、個人的、譲渡不能、非排他的なライセンス（クラウドサービスの場合は、該当利用期間中の利用権）をお客様に付与します。お客様は、貴社のスタッフと、お客様が使用を許可した請負業者が、本契約の該当するすべての条件を遵守するよう徹底する責任を負います。また、これらの者による遵守違反があった場合、それはお客様による契約違反とみなされます。お客様から許可を受けた請負業者による本ソフトウェアの利用は、貴社内の業務目的に限定するものとします。

1.3.2 再販／VAR製品：第1章 第20条（「譲渡」）の規定にかかわらず、お客様がSIまたはVARに該当し、貴社のエンドカスタマに再販する目的で（個別の製品またはサービスとして提供するのではなく）本ソフトウェアを再販／VAR製品に統合する場合、エンドカスタマが本契約を承諾し、お客様のロックウェル・オートメーション オンラインアカウントに用意されている本ソフトウェア譲渡登録フォームをお客様が記入した場合のみ、お客様は本ソフトウェアをエンドカスタマに譲渡できます。ただし、お客様のアクティベーション証明書においてロックウェル・オートメーションが許可した場合はこの限りではありません。お客様が再販／VAR製品を受け取るエンドカスタマである場合、お客様は次のことを理解し、同意するものとします：(i) 本契約に同意し、本契約に拘束されること、(ii) SIまたはVARには、本契約を改定または修正したり、本ソフトウェアに関する一切の保証または表明をしたりする権限が与えられていないこと、(iii) 本ソフトウェアに関するロックウェル・オートメーションの唯一の義務は、本契約で規定されているとおりであること、および (iv) 再販／VAR製品の一切の欠陥、または本ソフトウェアとの非互換性については、SIまたはVARのみに問い合わせること。

1.3.3 ソフトウェアの変更：ロックウェル・オートメーションまたはそのサプライヤは、本ソフトウェアを随時変更する可能性があります。ロックウェル・オートメーションは、本ソフトウェアを購入し料金をお支払いいただいたお客様に対し、本ソフトウェアにおける重要な変更について事前にお知らせできるよう合理的な努力を払います。

1.3.4 管理：本ソフトウェアを使用するためにユーザアカウントが必要となることがあります。お客様は、ご自分のユーザアカウントにおいて発生するすべてのアクティビティに対して責任を負います。お客様は、すべてのユーザの識別および認証、当該ユーザによるアクセスの承認、およびお客様のユーザアカウントへの不正アクセスの制御における責任を負います。また、お客様は、ご自分のユーザアカウント情報とパスワードの機密性を保持する責任を負います。ロックウェル・オートメーションは、お客様のユーザアカウントとパスワードを使用するあらゆる個人または法人から受け取った情報をすべて信頼するとともに、その信頼から生じる一切の責任を負いません。ロックウェル・オートメーションは、本ソフトウェアへのアクセスを許可されていない個人をはじめとする、お客様のユーザによって引き起こされた損害について一切の責任を負いません。パスワードまたはユーザアカウントの不正使用に気付いた場合、お客様はできる限りすみやかにロックウェル・オートメーションに通知する責任があります。

1.3.5 許可されたユーザ：お客様の「許可されたユーザ」による本ソフトウェアの使用については、お客様がその一切の責任を負います。お客様には、その「許可されたユーザ」が、本契約と該当する発注フォームのすべての条件を遵守するよう徹底する責任があります。これらに対する違反は、お客様による違反とみなされます。許可されたユーザはいずれも、本契約の下で第三者受益者とみなされることはありません。

1.4 制限

1.4.1 適用される法律により許可されている場合を除き、お客様は本ソフトウェアを逆アセンブル、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、変更、翻訳してはならず、本ソフトウェアの派生物を作成したり、本ソフトウェアに改造を施したりしてはいけません。お客様は本ソフトウェアまたはクラウドサービスに施されている技術的な制限や制約を回避したり迂回したりしようとしてはいけません。

1.4.2 お客様は、理由の如何を問わずいかなる第三者にも、本ソフトウェアまたはそのあらゆる特長もしくは機能の再許諾、貸出、再販、リース、貸与、譲渡、またはその他の形での供用をしてはいけません。ただし、本契約に明示されている場合を除きます。

1.4.3 お客様は本ソフトウェアをベンチマークのため、またはその他の競合目的で使用してはいけません。

1.4.4 お客様は、本ソフトウェアに含まれるあらゆるロゴ、商標、著作権表示、またはロックウェル・オートメーションもしくはそのライセンサのその他の表示を除去、縮小、隠匿（表示の阻止）、または変更してはいけません。

1.4.5 お客様は販売、ライセンス付与、使用、または頒布目的でソフトウェアトレーニング資料を作成するために本ソフトウェアを使用してはいけません。ただし、貴社内で使用するドキュメント類を作成する場合や、お客様のソフトウェアアプリケーションのスクリーンショットを取得する場合を除きます。お客様はご自身で作成されるこのようなトレーニング資料について単独で責任および義務を負います。

1.4.6 お客様は発注フォームに指定されている、本ソフトウェアのメトリックと使用限界（権限を持つユーザ数など）を超えて本ソフトウェアを使用してはいけません。**1.4.7** お客様は、ロックウェル・オートメーションまたはそのライセンサの知的財産の正当性に異議を唱えるために、いかなる機密情報をも使用してはいけません。

1.4.8 お客様は接続のプーリング、情報の再ルーティング、または、本ソフトウェアへの直接アクセスもしくは使用に必要なライセンスの数を削減することを目的とするハードウェア、ソフトウェアまたはプログラミング技法を使用してはいけません。

1.4.9 お客様は、管理されるかなんらか制限された、機密情報もしくは非機密情報、または技術データを、処理または保存するために本ソフトウェアを使用してはいけません。

1.4.10 お客様は、ロックウェル・オートメーションが許可していない目的で、いかなるツール、インターフェイス、ユーティリティ、プログラミング技法、またはコマンド行をも使用してはいけません。

1.4.11 お客様は、本ソフトウェア内のオートメーションインターフェイスまたはその他のプログラムインターフェイスを、ロックウェル・オートメーションが書面にて許可していないサードパーティソフトウェア（変更管理システムなどを含みます）と組み合わせて使用してはけません。

1.5 教育・学術目的の使用：教育機関が教育・学術目的で使用するために購入したソフトウェアは、教育と研究の目的でのみ使用できます。教育・学術目的のソフトウェアを営利目的で使用することは禁止されています。技術サポートや製品の更新についてロックウェル・オートメーションに問い合わせできるのは、教育・学術目的のソフトウェア使用のために登録されている講師／教師に限られます。お客様は、学術、教育、研究の目的に限り、**Arena**シミュレーションソフトウェアのコピー（アクティベーションを除いたメディア）を作成することができます。

1.6 プリプロダクションリリース・ソフトウェア、試用ソフトウェア、無料ソフトウェア

1.6.1 ロックウェル・オートメーションはお客様へのサービスの一環として、新しい機能および性能のプレビューのためにプリプロダクションリリース・ソフトウェアへのアクセス権を提供したり、お客様が使用する可能性のあるソフトウェアのテストと評価のため、試用ソフトウェアへのアクセス権を提供したりすることがあります。または、サンプルを紹介したり、追加の無料機能を提供するため、無料ソフトウェアへのアクセス権を提供したりすることもあります。プリプロダクションリリース・ソフトウェア、試用ソフトウェア、および無料ソフトウェアには、各ソフトウェアの使用に関する条件が別途付帯される場合があります。そうした条件がある場合は、当該ソフトウェアを使用する際にかかる条件を承諾する必要があります。プリプロダクションリリース・ソフトウェア、試用ソフトウェア、および無料ソフトウェアは、お客様ご自身の責任においてご使用ください。

両当事者間で書面により別途合意した場合を除き、試用ソフトウェアは、お客様にそれが最初に供用された日付から**30日間**使用できます。

1.6.2 サンプルや再利用可能なアプリケーションコードの形態で提供された無料ソフトウェアに関しては、お客様が変更を加えたり、そのソフトウェアの派生物を作成したりしても差し支えありません。ただしその使用においては、当該無料ソフトウェアが提供される要因となった本ソフトウェアに関連する目的に限られます。

1.6.3 プリプロダクションリリース・ソフトウェア、試用ソフトウェア、無料ソフトウェアのいかなる使用も、本ソフトウェアに関する本契約の契約条件の対象となります。ただし、プリプロダクションリリース・ソフトウェア、試用ソフトウェア、無料ソフトウェアはいずれも「現状有姿」で提供され、本ソフトウェアの技術サポートと将来の拡張機能は保証されているものではなく、また、これらはロックウェル・オートメーションの標準ソフトウェアサポートサービスとして含まれているものでもありません。ロックウェル・オートメーションはプリプロダクションリリース・ソフトウェア、試用ソフトウェア、無料ソフトウェアに関して一切の責任を負わず、保証もしません。これには、商品適格性、特定目的への適合性、権原、非侵害性に関するすべての黙示的保証と条件が含まれます。本条に基づく本ソフトウェアのあらゆる使用は、お客様の単独の危険負担と責任で行われるものとします。本条に定める、ソフトウェアに関するお客様の唯一かつ排他的な救済措置と、当社の唯一かつ排他的な責任は、お客様が本ソフトウェアの使用を止めることです。お客様は、プリプロダクションリリース・ソフト

ウェア、試用ソフトウェア、無料ソフトウェアに関する既知または未知の事柄における、ロックウェル・オートメーションに対するあらゆる請求権を放棄します。

1.7 サードパーティソフトウェアまたはサービス

1.7.1 一般規定：本ソフトウェアにはサードパーティのソフトウェアやサービスが統合、または組み込まれているか、それらのソフトウェアやサービスで構成されているか、またはそれらのソフトウェアやサービスが同梱されている場合があります。その場合、お客様はかかるサードパーティソフトウェアまたはサービスの通知・表示事項および／または別途の契約条件を承諾し、これらに法的に拘束される義務があるものとします。現時点で受諾すべきサードパーティの通知・表示内容および／または別段の契約条件は、該当する発注フォーム、ヘルプ、ソフトウェア情報 (**About**) 画面、ソフトウェアのlicense.txtもしくはreadmeテキストファイルに記載されているか、クラウドサービスの一部として提示され、本契約の一部を構成し、参照により本契約に盛り込まれるか、または、

<https://compatibility.rockwellautomation.com/Pages/home.aspx>にある製品互換性ダウンロードセンターに記載されます。加えて、別途購入した、または同梱されたサードパーティ製品には、該当するサードパーティの契約条件が付帯しており、かかる製品にこの契約条件が適用される場合があります。こうした契約条件が別途ある場合、お客様は本契約を受諾することで、その別途の契約条件をしっかりと確認することに同意するものとします。加えて、お客様はそのソフトウェアを使用することで、その契約条件を承諾したものとみなされます。

1.7.2 オープンソース：お客様が、ロックウェル・オートメーションが提供していないサードパーティソフトウェア（オープンソースソフトウェアなど）を他のあらゆるソフトウェアと併用する場合、お客様はそのような併用において次のことを必ず確認する必要があります：(i) ソースコード形式のソフトウェアの開示または頒布は一切不要であること、(ii) 派生物を作成するために、いかなるソフトウェアのライセンスも必要としないこと、(iii) いかなるソフトウェアも無料で再頒布する必要がないこと。疑義が生じないように説明すると、**GNU**

General Public License (「GPL」)、**レッサー**または**Library General Public License**

(**「LGPL」**)、**Affero General Public License (「AGPL」)**、またはこれらに類するあらゆるライセンス（バージョンを問わず、これらから派生したライセンスを含む）を必要とするソフトウェアを本ソフトウェアと併用する場合、お客様は、本ソフトウェア（または本ソフトウェアの変更版）に当該ライセンスの契約条件が適用されるようになるか、または適用されると解釈されうる、もしくは主張されうる形で併用を行うことはできません。

1.8 サポートサービス：サポートサービスがある場合は、該当する発注フォームにその旨が記載されます。

1.9 限定保証、排他的救済措置、免責事項

1.9.1 限定保証：第2章 第2.11項および第3章 第3.5項において、ロックウェル・オートメーションが本ソフトウェアに対して提供する排他的かつ限定的な保証が定められています（「限定保証」）。限定保証に何らかの違反が生じた場合、ロックウェル・オートメーションの唯一の義務と責任、およびお客様の唯一の救済措置は、(i) 該当する限定保証に従うべく本ソフトウェアを修正もしくは交換するため、または(ii) 実質的に同等の結果または機能を得るための回避策や代替アプローチを特定するか併用するために、ロックウェル・オートメーションが商業的に妥当な努力を払うことです。上記(i)もしくは(ii)の対応をロックウェル・オー

トメーションができない場合、ロックウェル・オートメーションは本契約および不適合な本ソフトウェアに関連する該当発注フォームでの合意を取り消し、不適合品目の割合に応じて、すでに支払われた金額をお客様に返金することがあります。この場合、当該ソフトウェアの利用におけるお客様のライセンスは即時に終了します。方法や手段を問わず、お客様が本ソフトウェアを変更しようとした場合、ドキュメント類の説明と異なる使用をした場合、または、本契約に違反して使用した場合、上記の保証は無効となります。ロックウェル・オートメーションは、本ソフトウェアの運用に中断やエラーがないこと、または、本ソフトウェアの機能がお客様の意図する用途や要件に十分か、もしくは適合することについて、明示的か黙示的かを問わず、一切の表明も保証もしません。お客様は本ソフトウェアの使用を通じて得られた情報を基にした判断、決定、行動に対して全面的な責任を負います。加えて、ネットワークに侵入したり攻撃したりするための手法が絶え間なく開発されていることを受け、ロックウェル・オートメーションは本ソフトウェアまたは本ソフトウェアを使用しているあらゆる機器、システム、またはネットワークにおける、侵入や攻撃に対する十分な防御性を保証しません。

1.9.2 法律で許可される最大の範囲において、限定保証は、明示・黙示を問わず、その他のすべての保証に代わるものです。ロックウェル・オートメーションとそのライセンサは、権原の保証、第三者の権利に対する非侵害性の保証、商品適合性の保証、または特定目的への適合性の保証をはじめとする（ただしこれらに限定されない）、一切の黙示的保証または条件を否定します。ロックウェル・オートメーションまたはその正規代理店が発表する口頭もしくは文書による情報、マーケティング資料や販促資料、またはアドバイスが限定保証以外の何らかの保証となることはありません。これらは、いかなる場合においても、本条に定める明示的な保証の範囲を広げたり、または、本契約の下でのロックウェル・オートメーションの義務を変更したりするものではありません。

1.9.3 本ソフトウェアは、インターネット上で情報にアクセスしたり、情報を転送したりするために使用されることがあります。または、インターネットに接続されているハードウェアやその他の製品に関連して使用されることがあります。お客様は、ロックウェル・オートメーションとそのライセンサが当該インターネットを運営または管理していないことに加え、次の事実を認め、同意します。(I) ウイルス、ワーム、トロイの木馬、もしくはその他の好ましくないデータやソフトウェア、または(II) 権限を持たないユーザ（ハッカーなど）がアクセス権を取得しようとする場合があること、また、お客様のデータ、機密情報、ウェブサイト、コンピュータ、ネットワークを損傷・破壊しようとする場合があること。ロックウェル・オートメーションとそのライセンサはそのような行為について責任を負いません。

1.9.4 一部の法域では、黙示的保証の排除が認められていないため、上記の排除規定がお客様に適用されない場合があります。この保証により、お客様には特定の法的権利が付与されず。法域によっては、その他の権利がお客様に別途付与される場合もあります。

1.10 知的財産

1.10.1 ソフトウェア：本ソフトウェアは著作権およびその他の知的財産権に関する法律と条約によって保護されています。ロックウェル・オートメーションまたはそのライセンサは、本ソフトウェアの権原、著作権、その他の知的財産権（許可されたコピーなど）を有しています。本契約によって付与される限定ライセンス以外の権利（明示・黙示を問わない）が本契約の下でお客様に付与されることはありません。本ソフトウェアは、権利の付与によってライセ

ンスが割り当てられるか提供されるものであり、売却されるものではありません。本契約のいかなる規定も、米国または世界の著作権法か、その他のあらゆる法律で定められる当社の権利を放棄するものではありません。1.10.2 フィードバック：お客様はロックウェル・オートメーションに対し、本ソフトウェアに関する提案、コメント、その他のフィードバックを提供することができます。フィードバックの提供は任意です。ロックウェル・オートメーションはいかなる義務または制限をも課されることなく、フィードバックをどのような目的（本ソフトウェアの改善など）にも使用できます。

1.10.3 衡平法による救済：お客様は、ロックウェル・オートメーションの知的財産に悪影響をもたらす重大な本契約違反が、金銭による補償が救済として十分でない修復不能な被害をロックウェル・オートメーションにもたらすことがあることに同意します。加えて、本契約または法律によって認められるあらゆる救済措置に加えて、ロックウェル・オートメーションが保証金または保証人を用意することなく、衡平法による救済を求めることができることに同意します。

1.10.4 1.7.1 データの使用：お客様は、本ソフトウェアに提供するあらゆるデータや情報における一切の権利、権原、権益を保有します（「お客様のデータ」）。ただし、以下のとおり付与される限定ライセンスを除きます。お客様は以下に記載される目的における非排他的で完全無償の、世界中で通用する、ロイヤリティフリーのライセンスを、ロックウェル・オートメーションに付与します。

- (i) 本契約におけるロックウェル・オートメーションの義務を履行する目的でお客様のデータを使用するため（製品、ソフトウェア、サービスのお客様による使用体験を改善するなど）。
- (ii) ロックウェル・オートメーションが販売、営業、およびサービスを遂行する目的でお客様のデータを使用するため。ただし、お客様のデータは匿名化され、お客様の機密情報と個人情報とは取り除かれます。
- (iii) お客様のデータから得られる統計データと集計データ（本ソフトウェアや関連するあらゆるクライアント、デバイス、サーバをお客様が使用することで得られるデータなど）をロックウェル・オートメーションの業務目的で使用するため。

お客様は本契約に規定される形でご自身のデータを提供するためのすべての権利、許可、ライセンス、権限を取得する責任を負います。

1.11 契約期間と契約の解除

1.11.1 初回契約期間と更新期間：本契約はお客様が発注フォームに署名した時点または本ソフトウェアをダウンロード、インストール、コピーしたり、本ソフトウェアにアクセスしたり、その他使用したりした時点に発効し、該当するアクティベーション証明書または発注フォームに定められる利用期間（「初回契約期間」）が満了するまで有効です。ただし、本契約で規定される形で早期に解除する場合を除きます。初回契約期間に続き、各ソフトウェア製品の利用期間は更新発注フォームに記載される期間に従って自動的に更新されます（各期間を「更新期間」とします）。ただし、いずれかの当事者がその時点の残留期間の有効期限の少なくとも90日前までに他方当事者に更新しない意思を通知した場合はこの限りではありません。「利用期間」とは、本条における初回契約期間とすべての更新期間を指します。

1.11.2 解除：60日前までの書面による通知を前提に、お客様が所有している本ソフトウェアのすべてのコピーを破棄するか、クラウドサービスの使用を停止することで、お客様は本契約をいつでも解除できます。発注フォームに別段の定めがある場合を除き、支払い済みの料金は一切返金されません。サブスクリプション料金については、当該サブスクリプション期間の残余分が請求されます。お客様が本契約に違反し、ロックウェル・オートメーションの通知から30日以内にその違反を修正できない場合、ロックウェル・オートメーションは本契約を解除することがあります。また、違反が修正不能な場合は本契約が即時に解除されます。お客様は本契約解除の際に本ソフトウェアの使用を終了し、お客様が所有している本ソフトウェアのすべてのコピーをロックウェル・オートメーションに返却するか、または破棄することに同意します。サブスクリプションサービスの一環として、または期間限定で本ソフトウェアのライセンスが提供されている場合、利用期間の満了をもって本契約は解除されます。本契約の解除をもって、本契約の下で付与されたすべてのライセンスが自動的に解除されます。知的財産の保護、匿名化データと統計データの使用、機密情報、免責事項、限定責任について本契約に定められている各保護規定、および、本契約の本質的目的を達成するために存続しなくてはならない本契約のその他あらゆる規定は、本契約の解除または失効後もその効力を維持するものとします。本契約のいかなる解除、失効も、残りの利用期間が満了するまでの料金におけるお客様の支払義務を免じるものではありません。しかしながら、ロックウェル・オートメーションの違反による契約解除の場合、または保証と補償に関する第1章の条項に基づく契約解除の場合、ロックウェル・オートメーションはすでに支払われた料金の未使用分を按分してお客様に返金します。この返金措置は、お客様の唯一かつ排他的な救済措置であり、ロックウェル・オートメーションの唯一かつ排他的な賠償責任でもあります。

1.11.3 全般事項：本契約は、本ソフトウェアについてのお客様とロックウェル・オートメーションとの完全かつ排他的な合意であり、これ以前に交わされたすべての合意事項（口頭によるか書面によるかを問わない）に優先します。お客様が発行した注文書や類似の書面に記載された別途の契約条件や本契約とは異なる契約条件が、ロックウェル・オートメーションを法的に拘束することは一切ありません。かかる契約条件はすべて、拒否されたものとみなされます。ロックウェル・オートメーションが正式に権限を与えた代表者によって署名された書面なくして、本契約を変更・修正することはできません。管轄権を有する裁判所が何らかの理由で本契約の規定やその一部が執行不能であると判断した場合、その規定は両当事者の意図を叶えるために認められる最大限の範囲において執行されるものとし、本契約のその他の部分はその効力と効果を完全に維持するものとします。両当事者は、本契約を英語で作成することを互いが要求したことに同意します。本契約の英語版と他言語版の間に相違がある場合には、英語版が優先されます。本契約は電子的な形式で締結できるものとします。また、お客様が本契約に同意することで両当事者に法的な拘束力が及びます。お客様は電子的な形式で本契約を締結したことを理由として、本契約の効力や執行力に異議を唱えることをしないことに同意します。

パートB - ビジネス／法律に関する一般用語

1.12 料金と税金：お客様は、本ソフトウェアとクラウドサービスに適用される料金を、その時点でロックウェル・オートメーションの決定に基づいて承認されている未払金と共に、請求日から30日以内に支払うか、または、発注フォームに基づき両当事者が合意したとおりに支払うものとします。本契約または発注フォームに明示される場合を除き、すべての料金は返金不能かつ取り消し不能です。お客様は、お客様による本ソフトウェアの受領またはクラウドサービスの使用に起因して徴収または課されるあらゆる売上税、使用税、譲渡税、特権税、関

税、物品税（消費税）、その他あらゆる租税（外国、内国、州、地方などの指定があるかどうかにかかわらず）について、これを支払い、補償し、ロックウェル・オートメーションに損害を与えないことに同意します。ただし、利益に対してロックウェル・オートメーションに課されるべき所得税を除きます。

1.13 補償：ロックウェル・オートメーションが本契約に基づきライセンスを付与したソフトウェアの設計が、ロックウェル・オートメーションによるお客様に向けた出荷先の国において付与または登録されている何らかの特許、実用新案、著作権、または商標を侵害するとした所見があった場合、ロックウェル・オートメーションはその初見に基づき、第三者がお客様に対して起こした訴訟で最終的に判決された損害賠償金と費用を支払います。ただし、以下を条件とします：(i) 当該侵害の主張についてお客様がロックウェル・オートメーションに書面で直ちに知らせること、(ii) ロックウェル・オートメーションの費用負担により、訴訟の防御と和解交渉に当たる独占的な権限をロックウェル・オートメーションに与えること、(iii) 防御に必要となる合理的なすべての情報と支援を提供すること。ロックウェル・オートメーションは次の事柄に基づく、または起因する、一切の侵害に対する責任を負いません（「免責事項」）：**(a)** お客様からいただいた指示、仕様、設計の遵守、**(b)** お客様または第三者のプロセスでのソフトウェアの使用、**(c)** ロックウェル・オートメーションが提供していない、その他の機器、ソフトウェア、資材（再販/VAR製品を含む）の併用、または**(d)** ロックウェル・オートメーションが提供した本ソフトウェアの更新のお客様による不実施。いずれかのソフトウェアが第三者の権利を侵害しているとロックウェル・オートメーションが認めるか、または考える場合、ロックウェル・オートメーションは単独の判断と費用負担にて、次の対応をとることがあります：**(a)** 侵害を解消すべく当該ソフトウェアを変更する、**(b)** 当該ソフトウェアと機能面で同等かそれ以上の性能を持つ、侵害のないソフトウェアと交換する、**(c)** 本契約に基づいてお客様が当該ソフトウェアを使用し続けることができるよう、ライセンスを取得する、または**(d)** ロックウェル・オートメーションの合理的な努力をもってしても先述のいずれをも達成できない場合、侵害がある（と考えられる）ソフトウェアのライセンスを終了し、当該ソフトウェアをお客様から回収するかお客様にて破棄してもらい、当該ソフトウェアのためにお客様が支払ったライセンス料を本契約の契約日から**36**か月間で比例配分（定額法）して返金する。上記は、知的財産権侵害についてのロックウェル・オートメーションの唯一かつ排他的な義務であるものとします。

1.14 責任の制限：

1.14.1 適用される法律で認められる最大限の範囲において、いかなる場合においても（ロックウェル・オートメーションまたはその再販業者が損害の可能性について知らされていたとしても）、ロックウェル・オートメーションやそのサードパーティライセンサは、本契約、該当するサポートサービス、または本ソフトウェアの使用もしくは使用不能に起因または何らかに関連する、一切の特別損害、付随的損害、間接損害、懲罰的損害、結果損害（逸失利益、機密情報もしくはその他の情報の漏洩、データの喪失、業務中断、費用削減機会の喪失、プライバシー侵害、その他一切の金銭的損害、その他の何らかの損害など）の賠償責任を負いません。

1.14.2 一部の法域では付随的損害または結果損害の賠償責任の免除が認められていないため、上記の制限が適用されない場合もあります。

1.14.3 すべての請求と賠償責任（保険の有無を問わず、直接損害とあらゆる賠償義務を含む）に対するロックウェル・オートメーションとそのサードパーティライセンサの累積賠償額は最大でも、賠償請求の原因となった最初の事象からさかのぼること12か月間において、当該請求の対象である本ソフトウェアに対して支払い済みのライセンス料金を超えることはありません。

1.14.4 本契約に定められているすべての免責事項と、救済および／または賠償の制限は、本契約の別段の規定や、お客様とロックウェル・オートメーションとの間のその他のあらゆる契約における別段の規定にかかわらず、また、契約によるか不法行為によるか、またはその他の行為によるかにかかわらず適用されます。さらに、第三者受益者であるロックウェル・オートメーションの関連会社、ベンダー、指定販売代理店、その他の正規販売店にも、かかる免責と制限が拡大適用されます。

1.15 リスクが高い使用の排除：本ソフトウェアにはフォルトトレランスは付いていません。また、本ソフトウェアは、その不具合や故障が、死亡、人体への危険、人体や環境への重大な被害につながりうる（「リスクが高い活動や業務」）、フェイルセーフ機能が求められるような危険な環境での使用や再販を意図したのではなく、そのように設計、製造されたものでもありません。ロックウェル・オートメーションが事前に書面で同意し、具体的な導入、システム設定、およびソフトウェアサポートプランについて相談を受けた場合を除き、リスクが高い活動や業務での本ソフトウェアの使用は意図されていません。お客様は、(i) リスクが高い活動や業務に関連して本ソフトウェアを一切使用してはならず、加えて(ii) かかるリスクが高い活動や業務に関連するすべての損害、請求、訴訟、賠償金、費用、弁護士費用およびその他の費用についてロックウェル・オートメーション、その関連会社、およびそのライセンスを補償・防衛し、損害を与えないものとします。

1.16 政府の権利の制限：お客様が米国政府の機関や部局に該当する場合、次の規定が適用されます。本ソフトウェアは48 C.F.R. § 12.212（1995年9月）における「commercial computer software（市販のコンピュータソフトウェア）」と「commercial computer software documentation（市販のコンピュータソフトウェアドキュメント）」で構成されており、米国政府のために、(i) 48 C.F.R. § 12.212に定められている方針に従った、民間機関による、または、民間機関名義での購入か、または、(ii) 48 C.F.R. § 227.7202-1（1995年6月）および§ 227.7202-3（1995年6月）に定められている方針に従った、米国国防総省の機関による、または当該機関名義での購入として提供されるものです。

1.17 輸出規制：お客様は適用されるすべての輸出および再輸出関連法と規則、禁輸措置、制裁措置（米国のものなど）（総称して「輸出関連法」）に従うことに同意し、お客様による本ソフトウェアの使用が輸出関連法に照らして適法であることを表明し、保証します。さらに、お客様は本契約の下で提供されるすべてのソフトウェアとそのあらゆる派生物を、(i) 輸出関連法に反して、直接・間接を問わず、ダウンロード、輸出、再輸出（「みなし輸出」を含む）、転送せず、(ii) 輸出関連法が禁止する用途（核兵器、ミサイル、化学兵器、生物兵器の設計、開発、製造、生産など）で使用せず、および／または(iii) 本契約に基づき提供される製品を取得したり使用したりする資格がない人物／法人に渡さないものとします。

1.18 監査：お客様は、ロックウェル・オートメーションまたはロックウェル・オートメーションが指定する者が、適切な通知をもって、お客様によるソフトウェアの使用が本契約に則

っているかを監査する場合があることに同意します。お客様による本契約の遵守を正確に判定できるように、お客様はかかる監査においてロックウェル・オートメーションとその委任代理人に全面的に協力することに同意します。ロックウェル・オートメーションとその委任代理人は、お客様の施設を訪れるにあたり、お客様の適切なセキュリティ規制に従います。かかる監査においてお客様による本ソフトウェアの使用が本契約の契約条件に完全に準拠していないことが判明した場合、お客様はかかる不遵守の結果として生じる可能性があるあらゆる賠償責任を負うことに加えて、かかる監査に関連する合理的な範囲の費用をロックウェル・オートメーションに払い戻すものとします。

1.19 機密情報：お客様は、本契約で明示的に許可される場合を除き、いかなる機密情報をも使用または開示してはなりません。また、お客様自身の貴重な専有情報を保護するのと同等の注意を払って、かかる機密情報の保護に当たるものとします。ただし、いかなる場合においても、合理的な慎重さを備えた事業者が同様の状況において実施する安全対策を下回らないものとします。お客様は、機密情報の不正使用または開示を防止するために、迅速かつ適切な措置を取るものとします。お客様は機密情報の不正使用または開示の事実や試行に気づいた場合、速やかにロックウェル・オートメーションに通知することに同意します。

1.20 譲渡：お客様は、ロックウェル・オートメーションの事前の書面による同意なく、本契約の一部または全部を譲渡することはできません。かかる同意のない譲渡は無効とみなされます。上記を条件として、本契約は各当事者の正規の承継人と譲受人に対し法的拘束力を持ち、また、その利益のために効力を発揮します。

1.21 準拠法：本契約は、低触法に関する一切の規定にかかわらず、ウィスコンシン州の法律に準ずるものとします。国際物品売買契約に関する国連条約は適用されません。お客様は、本契約または本ソフトウェアに関連する一切の提訴をウィスコンシン州の連邦裁判所に限定することに同意します。さらに、ロックウェル・オートメーションがお客様に対して行う提訴はすべて、ウィスコンシン州の州裁判所と連邦裁判所の管轄権に服することに同意します。

1.22 不可抗力：ロックウェル・オートメーションは、天災、お客様の作為もしくは不作為、文民または軍事当局の行為、火災、ストライキ、洪水、伝染病、検疫規制、戦争、暴動、テロ行為、輸送の遅延または輸送禁止令をはじめとする、ロックウェル・オートメーション（またはその下請業者）の合理的な管理の及ばない原因によって、ロックウェル・オートメーション（またはその下請業者）による本契約の履行が不可能となったことに起因する損失、損害または遅延について責任を負いません。かかる遅延が発生し、ロックウェル・オートメーションの履行期日が設定されている場合、かかる期日は遅延を補うために合理的に必要な期間延長されます。

1.23 言語：両当事者は、本契約に明示される合意事項を英語で記載することを双方が要求したことに同意します。Les parties reconnaissent avoir exigé la rédaction en anglais du Contrat. 本契約の英語版と他言語版の間に相違がある場合には、英語版が優先されます。

第2章 - クラウドサービス

2.1 定義

2.1.1 アクセス資格情報：個人および／またはデバイスを特定し、アクセス許可および／またはクラウドサービスの使用許可を確認するために、単独か組み合わせて使用するユーザー名、識別番号、パスワード、ライセンスキー、セキュリティキー、セキュリティトークン、PIN（個人識別番号）、その他のセキュリティコード、手法、テクノロジー、および／またはデバイスを指します。お客様が指定することも、お客様の要請に応じてロックウェル・オートメーションが指定することもあります。

2.1.2 可用性要件：該当する発注フォームに記載されている標準サービス可用性要件。

2.1.3 計画：該当クラウドサービスに適用されるロックウェル・オートメーションの災害復旧事業継続計画。

2.2 クラウドサービスの使用：定められた利用期間中、お客様は貴社の業務運営のために限り、ドキュメント類に基づいてのみ当該クラウドサービスにアクセスできます。本契約で明確に規定されている場合を除き、お客様はこれらの権利を再許諾したり譲渡したりすることはできません。本契約で本ソフトウェアに適用されるその他すべての制約は、お客様がクラウドサービスを使用する際にも適用されます。

2.2.1 アクセス資格情報の使用：本条は、発注フォームにおいてアクセス資格情報が求められるクラウドサービスに適用されます。この場合、許可されたユーザが自身に割り当てられたアクセス資格情報を他者、他の法人、他のデバイスと共有することは明確に禁止されています。お客様は、お客様の許可されたユーザが本契約を遵守する責任を負います。また、お客様は、許可されたユーザそれぞれがアクセス資格情報を共有しないことを表明し、保証します。

2.3 お客様のデータの場所：適用される法律と規則に従い、ロックウェル・オートメーションは、ロックウェル・オートメーションまたはその代理店が管理する施設のあらゆる場所でおお客様のデータを処理および保存することができます。クラウドサービスを使用することで、お客様はご自身のデータのかかる処理と保存に同意したものとみなされます。

2.4 接続性：お客様、お客様の許可されたユーザ、およびカスタマは、クラウドサービスへのアクセスに必要なすべての電気通信またはインターネット接続における責任と、お客様、許可されたユーザ、カスタマの各施設で必要なすべてのハードウェアとソフトウェアにおける責任を単独で負います（必要なソフトウェアとハードウェアについてはクラウドサービスのドキュメント類に記載されている場合があります）。第三者に対するその他の費用に加え、お客様は電気通信のすべての費用、料金、およびクラウドサービスへのアクセスに必要なサービス費用を支払う責任を負います。

2.5 データの保証：お客様は、ロックウェル・オートメーションが本契約や発注フォームに定められる義務を履行するために、お客様のデータに対する権利を十分に有していることを表明し、保証します。また、お客様のデータへのかかるアクセスと使用がいかなる契約、守秘義務、プライバシー権にも違反せず、いかなる第三者の知的財産権をも侵害しないことを表明し、保証します。

2.6 (a) 違法、有害、脅威、脅迫となる、虐待につながる、嫌がらせと受け取られる、不正、中傷的、軽蔑的、下品、わいせつ、名誉を棄損する、他人のプライバシーの侵害につながる、無礼、憎悪、または人種的・民族的に好ましくない、またはその他好ましくないコンテン

ツをアップロード、投稿、メール送信、その他送信してはいけません。(b) 他人やエンティティになりすましたり、他人やエンティティへの帰属を偽ったり、虚偽の人物を作り出したりしてはいけません。(c) クラウドサービスを介して送信するコンテンツの発信元を隠ぺいするか偽装するためにヘッダを改変したり、識別子を操作したりするなどしてはいけません。(d) 適用される法律に違反する（いずれかの当事者の特許、商標、企業秘密、著作権、またはその他の財産的権利の侵害など）コンテンツをアップロードしたり送信したりしてはいけません。(e) ソフトウェアウイルスやワーム、またはコンピュータソフトウェア、ハードウェア、電気通信機器の機能を無効化、中断、破壊、リダイレクトする、他のユーザの使用状況をモニタリングする、制限もしくは阻害するなどといったことを意図するその他のコンピュータコード、ファイル、プログラムをはじめとする一切の素材をアップロードしたり送信したりしてはいけません。(f) クラウドサービスまたはクラウドサービスに接続しているネットワークに干渉したり、これらを混乱させたりしてはいけません。または、クラウドサービスに接続されているネットワークの要件、手順、ポリシー、規則に違反してはいけません。

2.7 お客様の補償：お客様は、(a) 本契約に定められるご自身のデータの使用（お客様が本条のデータ保証と適正使用の要件を満たさない場合など）に起因する、または、(b) お客様による、本契約または発注フォームの規定に反するソフトウェアまたはクラウドサービスの使用に起因する、一切の賠償責任、損害、制裁、罰金、費用についてロックウェル・オートメーションおよびそのライセンサを防御し、これらに賠償し、これらに損害を与えないものとします。

2.8 モニタ：お客様は、本契約と発注フォームの遵守を徹底するために必要な範囲内で、ロックウェル・オートメーションまたはロックウェル・オートメーションに代わる第三者が、お客様によるクラウドサービスへのアクセスや使用をモニタできることに同意します。

2.9 情報セキュリティ：ロックウェル・オートメーションに適用される法律および現行の実務と手順に従い、ロックウェル・オートメーションはクラウドサービスに保存されているお客様のデータの機密性、可用性、完全性を合理的に保護するために、管理面と技術面の対策および物理的な保護措置を維持・実施します。ロックウェル・オートメーションは、お客様のデータに関連したセキュリティ問題を検知した場合、お客様に報告します。クラウドサービスとお客様のデータを保護するための対策に関する詳しい情報は、<https://www.rockwellautomation.com/en-us/company/about-us/integrity-sustainability/trust-security.html>を参照してください。ロックウェル・オートメーションとそのサプライヤは、クラウドサービスの使用を通じて保持または送信されるお客様のデータとその他の通信内容の損失について責任または義務を負いません。お客様は、ご自身のデータへのアクセスのセキュリティ確保やバックアップなどといった、自身の障害回復計画について責任を負うものとします。

2.10 データプライバシー：ロックウェル・オートメーションは<https://www.rockwellautomation.com/en-us/company/about-us/legal-notices/privacy-and-cookiespolicy.html>に記載されているプライバシー条件に従ってお客様のデータを取り扱います。適用される法律により、別段の契約条件を設けることなくお客様のデータを収集、使用、その他処理することが制限または禁止される場合、お客様はロックウェル・オートメーションがお客様のデータの収集、使用、その他該当する処理に適用しているロックウェル・オートメーションのデータ処理付加条項と適時の修正版（それぞれを「データ処理付加条項」）に準ずることに同意します。各付加条項は<https://www.rockwellautomation.com/en-us/company/about->

[us/legal-notices.html](https://www.rockwellautomation.com/ja-jp/company/about-us/legal-notices/html)で入手できます。かかるデータ処理付加条項が該当する場合、これは本契約に定められている条項と同様のものとして本契約に準拠し、本契約の一部とみなされます。

2.11 限定保証 – クラウドサービス：クラウドサービスは該当する利用期間中、ドキュメント類に実質的に準拠したものとなることが保証されています。ロックウェル・オートメーションはクラウドサービスから一切のウイルスまたはこれに類する意図的な悪意をもったコードを特定・排除するため、商業的に妥当な努力を払います。方法や手段を問わず、お客様がクラウドサービスを変更しようと試みた場合、または、本契約に違反して使用した場合、上記の保証は無効となります。

2.12 可用性：お客様がクラウドサービスにアクセスして利用できるよう（該当する利用期間中の各月において平均で少なくとも**99.9%**の可用性、または発注フォームに別途記載されるとおり）、ロックウェル・オートメーションは本契約と発注フォームに定めるとおり、商業的に妥当な努力を払います（「可用性要件」）。ただし、許可されたシステム停止期間はこの限りではありません。「許可されたシステム停止期間」には計画的な停止（以下に定義）と、ロックウェル・オートメーションの合理的な管理が及ばない原因（ソフトウェア、ハードウェア、電気通信回線またはデジタル送信回線の中断や故障、インターネットの速度低下や不具合、サードパーティのソフトウェア、ベンダー、または製品の障害や不具合、お客様の作為または不作為に起因する停止、お客様側の電気通信回線やシステムの不具合など）による停止が含まれます。「計画的な停止」とはロックウェル・オートメーションがシステムメンテナンスを実施する期間と、緊急対応を要するあらゆる場合を指します。ロックウェル・オートメーションはピーク時間帯を避けて計画的な停止を予定するよう適切な努力を払います。可用性要件を達成できない場合、ロックウェル・オートメーションはできるだけ速やかに中断を修復できるよう商業的に妥当な努力を払います。定められた利用期間において、ロックウェル・オートメーションが2か月連続で可用性要件を達成しない場合、お客様はその2か月目の末日から起算して**30日**以内に、以降一切の義務を課されることなく、該当するクラウドサービス契約を解除できます。この場合、契約解除したクラウドサービスについて、サービスを利用できなかった期間の支払い済みの料金は按分の上返金されます。この返金措置は、可用性要件を当社が達成できなかった際の、お客様の唯一かつ排他的な救済措置であり、ロックウェル・オートメーションの唯一かつ排他的な賠償方法でもあります。

2.13 災害復旧と事業継続：ロックウェル・オートメーションはクラウドサービスのための計画を策定し、実施しています。また、ロックウェル・オートメーションの現行の実務に従い、当該計画を定期的に検証し、再評価しています。

2.14 一時停止または終了：次に記載することをロックウェル・オートメーションが合理的であると考え、ロックウェル・オートメーションはクラウドサービスへのお客様によるアクセスをいつでも一時停止または終了できます：(i) お客様が適用される契約または発注フォームの規定に違反した場合、(ii) クラウドサービスの損傷または中断を避けるために必要であるか、または賢明である場合、(iii) ロックウェル・オートメーションによるクラウドサービスの提供が商業的に不可能となった場合、および/または (iv) 適用される法律の遵守をはじめとする課せられる法的責任から、ロックウェル・オートメーションを保護するのに必要であるか、または賢明である場合。ロックウェル・オートメーションは、ユーザアカウントに関連付けられた電子メールアドレスを通じて、お客様に通知するための合理的な努力を尽くすものとします。本契約の解除または期間満了に際して、お客様にはご自身のデータのコピーをダウン

ロードするために10日間の猶予が与えられます。データをダウンロードする際は、当該クラウドサービスに組み込まれている機能を使用し、当該クラウドサービスがその時対応している形式で行います。それ以降、ロックウェル・オートメーションは、当該クラウドサービスに残っているお客様のデータを削除またはアクセス不能にすることがあります。その際、ロックウェル・オートメーションはお客様データの削除に関する責任を負いません。**2.15 データ超過**：ロックウェル・オートメーションは、お客様がクラウドサービスを初回に購入された時点で許可されていた使用レベルを超過した場合、お客様に料金を請求する権利を留保します。

2.16 適用性：本契約と発注フォームは、ロックウェル・オートメーションからの直接購入か、または認定代理店やその他の認定再販業者からの購入かを問わず、ロックウェル・オートメーションとお客様の間で締結されるものです。いかなる再販業者も、本契約または発注フォームに変更を加える権限は有していません。

第3章 - オンプレミスソフトウェア

3.1 定義

3.1.1 アクティベーション証明書：本ソフトウェアに含まれる文書。とりわけ、お客様のソフトウェアアクティベーションキーと、利用種別や利用期間に関する具体的な情報が記載されたもの。

3.1.2 アクティベーションキー：英数字からなるコードで、お客様が本ソフトウェアをアクティベーションして使用できるようにするためのもの。

3.1.3 容量：許可された具体的な量的条件で、アクティベーション証明書または発注フォームに記載されている。とりわけ、機材の数、I/Oカウント、プラットフォームの数、セッション回数、タグの数、画面の数、機器の数、プロセッサの数、その他の使用単位などの測定条件を定めるもの。

3.1.4 クライアント：サーバにある本ソフトウェアを直接または間接的に実行、アクセス、利用するデバイス。

3.1.5 デバイス：本ソフトウェアのサービスを実行、アクセス、利用する、あらゆる物理的もしくは仮想環境、ノード、サーバ、コンピュータ、その他のデジタルワークステーション、電子機器、携帯機器、またはコンピュータ機器。

3.1.6 サーバ：ソフトウェアをホスティングし、他のデバイスからの実行、アクセス、利用を可能にするあらゆるデバイス。

3.2 利用種別

3.2.1 指名利用：本ソフトウェアの使用を特定の個人のみ限定するためのライセンスまたは権利。

3.2.2 同時利用：本ソフトウェアの使用を、指定した人数のユーザのみ限定するためのライセンスまたは権利。ただし、本ソフトウェアに同時にアクセスまたは使用するユーザ数

は、適用される発注フォームに指定されている有効なソフトウェアアクティベーションの数を超過しないことが条件となる。

3.2.3 デバイス別利用：別のデバイスからの実行、アクセスまたは使用を可能にするソフトウェアをホスティングするあらゆるデバイスにおいて、本ソフトウェアを使用するためのライセンスまたは権利。

3.2.4 施設別利用：お客様の従業員またはお客様が許可した請負業者（人数不問）が、指定された場所で本ソフトウェアを使用するためのライセンスまたは権利。

3.2.5 容量制利用：容量に基づいて本ソフトウェアを使用するためのライセンスまたは権利。

3.2.6 機能別利用：本ソフトウェアを直接または間接的に実行、アクセス、使用する各機能を利用するために必要なライセンスまたは権利。

3.3 コピー／デザインの制限

3.3.1 お客様は、本条に定められる範囲を超えて本ソフトウェアをコピーすることはできません。

3.3.1.1 お客様は、本ソフトウェアを社内でバックアップしてアーカイブする目的に限り、本ソフトウェアをコピーすることができます。

3.3.1.2 お客様は、貴社内で本ソフトウェアをインストールするために本ソフトウェアをコピーすることができます。ただし、お客様がかかるソフトウェアコピーに対するライセンスを購入していることを条件とします。

3.3.1.3 お客様は、ロックウェル・オートメーションから事前に書面で同意を取得している場合、本ソフトウェアイメージをコピーすることができます。ただし、お客様がかかるソフトウェアのイメージコピーに対して必要なライセンスを購入していることを条件とします。

3.3.1.4 お客様は、本条に従ってお客様が作成した本ソフトウェアのあらゆるコピー（部分的なコピーを含む）に、著作権表示と専有情報表示を正確な形式で施すものとします。

3.3.2 本ソフトウェアをより新しいバージョンに更新またはアップグレードした場合、古いエディションまたはバージョンを別のユーザに譲渡してはいけません。

3.4 使用の制限

3.4.1 お客様は、アプリケーションサービスプロバイダまたはこれに類する業者として、その他の第三者に本ソフトウェアを提供したり、第三者のために本ソフトウェアを使用したり営利目的で本ソフトウェアをホスティングしたりしてはいけません。

3.4.2 特定の場所が指定されている場合、お客様は当該指定場所でのみ本ソフトウェアを使用できます。

3.4.3 特定のデバイスが指定されている場合、お客様は当該指定デバイス上でのみ本ソフトウェアを使用できます。

3.4.4 お客様は、ロックウェル・オートメーションの製品を、ロックウェル・オートメーションの認定供給業者から合法的に直接購入し、無許可の改変を施していない場合に限り、かかる製品用のソフトウェアをダウンロードしたり使用したりすることができます。お客様は、ロックウェル・オートメーションの製品に無許可の改変を行った場合、かかる製品と本ソフトウェアの動作に支障が出る場合があることに同意します。本ソフトウェアに対するその他一切のダウンロードと使用は厳格に禁止されています。例えば、ロックウェル・オートメーションの製品を、認定されていないオンライン再販業者などの非正規供給業者から購入した場合、お客様は、ソフトウェアやファームウェア更新などをはじめとするいかなるコンテンツをもダウンロードすることは認められておらず、かかるコンテンツの使用も禁止されています。

3.4.5 お客様は、個別に使用するために、本ソフトウェアのコンポーネントを分離することはできません。

3.4.6 お客様は、いかなる時点においても、単一のアーキテクチャおよび単一のOSでの使用に限り、本ソフトウェアをインストールすることができます。

3.5 限定保証 - オンプレミスソフトウェア：お客様の施設でインストールされたソフトウェアは、お客様に最初に納品された日から**90日間保証**されます。これは、ロックウェル・オートメーションがそのソフトウェアの納品時に提供したドキュメント類にかかるソフトウェアが実質的に適合することを保証するものです。ロックウェル・オートメーションは、お客様への納品に先立ち、本ソフトウェアから一切のウイルスまたはこれに類する意図的な悪意をもったコードを特定・排除するため、商業的に妥当な努力を払います。本ソフトウェアが納品された時点でメディアに欠陥があった場合は、保証期間内に返品していただくことで無償交換します。

3.6 FactoryTalk®の有効期限：本ソフトウェアはお客様に適用される利用期間の満了をもって、または、本ソフトウェアが**FactoryTalk® Activation**を検出できない場合に、動作を中止します。猶予期間において有効なソフトウェアは、**FactoryTalk® Activation**なしで7日間動作します。この猶予期間は、該当するライセンスを更新するため、または**FactoryTalk® Activation**の問題を解決するためにお客様に与えられる期間です。猶予期間中は、本来のライセンスで付与されている機能以外の製品機能にもアクセスできるようになる場合があります。お客様には、本来のライセンスで付与されていない機能を使用する権限は与えられていません。上記の保証期間が経過した後には本ソフトウェアにおいて問題が発生した場合は、サポートサービスが適用されます。ただし、その問題がサポートサービスの対象であり、お客様がかかるサービスを契約している場合に限ります。

Download Software Agreement

- [English \[PDF\]](#)

[View All Legal Notices](#)

[〈 Rockwell Automation ホーム 〉](#) [〈 企業情報 〉](#) [〈 会社情報 〉](#) [〈 Software and Cloud Services Agreement](#)
